

# こんにちは ハローワーク

令和4年9月1日発行

9 月号

築館公共職業安定所  
栗原市築館薬師2丁目2-1

TEL 0228-22-2531  
FAX 0228-22-6892

## ハローワークからのお知らせ

### 職業安定法改正のポイントについて（令和4年10月1日施行） 「労働者の募集ルールが変わります」

（改正の主な概要）

- 1 求人等に関する情報の的確な表示が義務付けられます。
- 2 個人情報の取扱いに関するルールが新しくなります。
- 3 詳細は次の2～4ページをご覧ください。
- 4 不明な点は宮城労働局需給調整事業課（直通022-292-6071）にお問い合わせ願います。



## 労働市場の動き（7月内容）

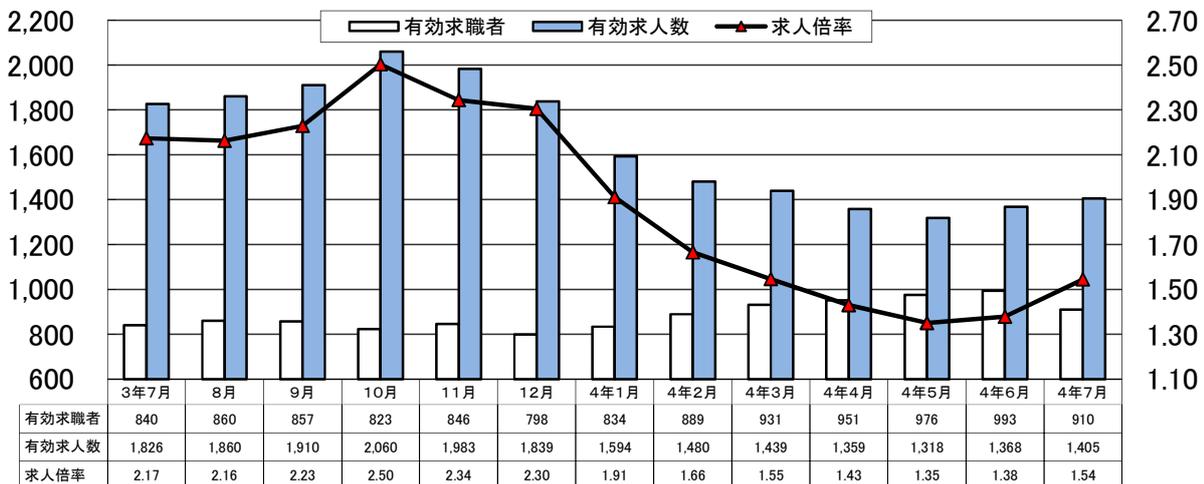
ハローワーク築館管内の求人・求職者の動向



◆6月の有効求人倍率は1.54倍

◆月間有効求人数は1,405人、月間有効求職者数は910人

- ・新規求人数は506人と、前月に比べ7, 0%の減少となり、前年同月比でも27, 9%の減少となりました。
- ・新規求人は主な産業別では前年同月比で生活関連サービス業・娯楽業が28, 6%増加した一方で、建設業が68, 6%、運輸業が56, 8%、製造業が39, 1%、サービス業が16, 2%、宿泊業・飲食サービス業が11, 1%、卸売・小売業が9, 6%、医療・福祉が9, 1%、減少しました。
- ・新規求職申込件数は208人と、前月に比べ15, 4%減少し、前年同月比では13, 7%増加しました。
- ・このため、7月の当所管内における雇用失業情勢は、月間有効求人数1, 405人に対し、月間有効求職者数910人で、有効求人倍率は、1, 54倍となり、先月より0, 16ポイント上昇しました。



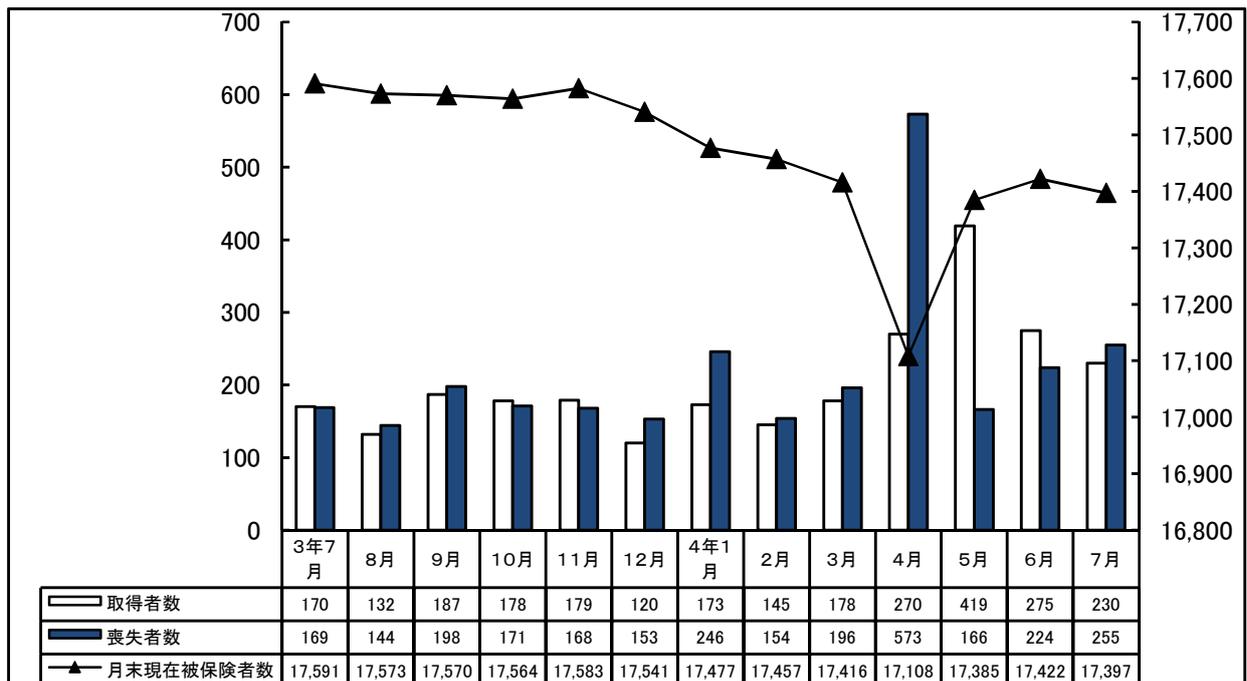


# 雇用の動き(7月内容)



一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	208	▲ 15.4	13.7
	うち45歳以上	130	▲ 7.8	31.3
	有効求職者数	910	▲ 8.4	8.3
	うち45歳以上	521	▲ 8.6	7.2
求人関係	新規求人数	506	▲ 7.0	▲ 27.9
	うち常用	505	▲ 2.8	▲ 25.4
	有効求人数	1,405	2.7	▲ 23.1
	うち常用	1,338	3.8	▲ 22.1
紹介関係	紹介件数	172	▲ 28.0	▲ 3.4
	うち常用	161	▲ 25.8	▲ 1.8
就職関係	就職件数	68	▲ 38.2	9.7
	うち常用	62	▲ 38.0	1.6

雇用保険適用状況		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	230	▲ 16.4	35.3
	資格喪失者数	255	13.8	50.9
	月末現在被保険者数	17,397	▲ 0.1	▲ 1.1



# 労働者の募集ルールが変わります

職業安定法が改正され、労働者の募集を行う際のルールが変わります。

## 1 求人等に関する情報の的確な表示が義務付けられます

求人企業に対して、①求人情報や②自社に関する情報の的確な表示が義務付けられます。

- 虚偽の表示・誤解を生じさせる表示はしてはなりません。
- 求人情報を正確・最新の内容に保つ措置を講じなければなりません。

### 対象となる情報

広告や連絡手段を通じて提供される求人情報・求職者情報が幅広く対象となります。

#### 対象の広告・連絡手段

新聞・雑誌・その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出・頒布、書面、ファックス、ウェブサイト、電子メール・メッセージアプリ・アプリ等、放送（テレビ・ラジオ等）、オンデマンド放送等

### 正確かつ最新の内容に保つ措置

以下の措置を講じるなど、求人情報を正確・最新の内容に保たなければなりません。

- 募集を終了・内容変更したら、速やかに募集に関する情報の提供を終了・内容を変更する。  
例：自社の採用ウェブサイト等を速やかに更新する。
- 求人メディア等の募集情報等提供事業者を活用している場合は、募集の終了や内容変更を反映するよう速やかに依頼する。
- いつの時点の求人情報が明らかにする。  
例：募集を開始した時点、内容を変更した時点 等。
- 求人メディア等の募集情報等提供事業者から、求人情報の訂正・変更を依頼された場合には、速やかに対応する。

### 自社に関する情報

自社に関する情報についても、以下のような表示をしないようにする必要があります。

×

- 上場企業でないにも関わらず、上場企業であると表示する。
- 実際の業種と異なる業種を記載する。



令和4年10月1日以降も、現在と同様に、個別の応募者と最初に接触するまでの時点で、労働条件を明示しなければなりません。  
労働条件の明示は、求人等に関する情報の的確な表示とは別に行う必要があります。

## 2 個人情報の取扱いに関するルールが新しくなります

求職者の個人情報を収集する際には、業務の目的を明らかにしなくてはなりません。

### 業務の目的の明示

求職者の個人情報を収集する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を明らかにしなくてはなりません。

- × グループ企業の採用の選考にも使用するにもかかわらず、「自社の採用選考のために使用します」と表示
- 「当社の募集ポストに関するメールマガジンを配信するために使用します」と表示。
- 「面接の日程に関する連絡に使用します」と表示。



現在でも、求人企業は以下の職業安定法の個人情報に関する規定の対象です。

- ・ 業務の目的の達成に必要な範囲内で、求職者の個人情報を収集・使用・保管しなくてはなりません。
- ・ 業務上知り得た人の秘密を漏らしてはなりません。
- ・ 求職者の個人情報をみだりに第三者に提供してはなりません。

### 業務の目的の達成に必要な範囲内

労働者の募集のために必要な範囲で求職者の個人情報を収集・使用・保管する必要があります。

- × 求人と関係のないサービスに入会させるために使用する。
- × 他社の採用選考のために使用する。
- 選考過程の分析のために個人情報を匿名化・統計処理する。
- 面接の日程に関する連絡に使用する。

### さらに詳しく知るための情報

#### ■厚生労働省ウェブサイト

2022（令和4）年職業安定法改正に関する情報やQ & A、届出の記載例を公開しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/haken-shoukai/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/index.html)



#### ■人材サービス総合サイト

職業紹介事業者の一覧や事業実績を公開しています。

2022年10月以降は、届け出た特定募集情報等提供事業者の一覧を公開します。

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GICB101010.do?action=initDisp&screenId=GICB101010>



### 都道府県労働局 問い合わせ先

労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	富 山	需給調整事業室	076-432-2718	島 根	職業安定課	0852-20-7017
青 森	需給調整事業室	017-721-2000	石 川	需給調整事業室	076-265-4435	岡 山	需給調整事業室	086-801-5110
岩 手	需給調整事業室	019-604-3004	福 井	需給調整事業室	0776-26-8617	広 島	需給調整事業課	082-511-1066
宮 城	需給調整事業課	022-292-6071	山 梨	需給調整事業室	055-225-2862	山 口	需給調整事業室	083-995-0385
秋 田	需給調整事業室	018-883-0007	長 野	需給調整事業室	026-226-0864	徳 島	需給調整事業室	088-611-5386
山 形	需給調整事業室	023-626-6109	岐 阜	需給調整事業室	058-245-1312	香 川	需給調整事業室	087-806-0010
福 島	需給調整事業室	024-529-5746	静 岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛 媛	需給調整事業室	089-943-5833
茨 城	需給調整事業室	029-224-6239	愛 知	需給調整事業第一課	052-219-5587	高 知	職業安定課	088-885-6051
栃 木	需給調整事業室	028-610-3556	三 重	需給調整事業室	059-226-2165	福 岡	需給調整事業課	092-434-9711
群 馬	需給調整事業室	027-210-5105	滋 賀	需給調整事業室	077-526-8617	佐 賀	需給調整事業室	0952-32-7219
埼 玉	需給調整事業課	048-600-6211	京 都	需給調整事業課	075-241-3225	長 崎	需給調整事業室	095-801-0045
千 葉	需給調整事業課	043-221-5500	大 阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303	熊 本	需給調整事業室	096-211-1731
東 京	需給調整事業第一課	03-3452-1472	兵 庫	需給調整事業課	078-367-0831	大 分	需給調整事業室	097-535-2095
	需給調整事業第二課	03-3452-1474	奈 良	需給調整事業室	0742-88-0245	宮 崎	需給調整事業室	0985-38-8823
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
新 潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥 取	職業安定課	0857-29-1707	沖 縄	需給調整事業室	098-868-1637